

第 7 8 号議案

ふじみ野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
第 1 条 ふじみ野市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

受益者が負担する負担金の総額は、次に掲げる単位負担金額（受益者が負担する 1 平方メートル当たりの金額をいう。次項において同じ。）に、当該受益者が前条第 1 項の規定による公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同項の規定により公告された区域内のものの面積を乗じて得た額とする。

- (1) 旧上福岡市市街化区域 2 7 0 円
- (2) 旧大井町市街化区域 3 9 0 円
- (3) 旧上福岡市市街化調整区域 7 4 0 円
- (4) 旧大井町市街化調整区域 1, 0 1 0 円

第 5 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、旧暫定逆線引き区域（昭和 5 9 年埼玉県告示第 1 8 5 0 号により決定された区域をいう。）の土地については、前項第 2 号に掲げる単位負担金額に当該土地の面積を乗じて得た額とする。

第 7 条第 2 項中「第 5 条第 1 項」を「第 5 条」に改める。

附則第 3 項中「を施行した」を「に伴い下水道法第 2 条第 3 号イに規定する公共下水道を整備した」に改める。

第 2 条 ふじみ野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 市街化調整区域 1, 2 4 0 円

第 5 条第 1 項第 4 号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条の規定による改正後のふじみ野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の規定は、施行日以後に公告した区域の負担金について適用し、施行日の前日までに公告した区域の負担金については、なお従前の例による。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

公共下水道により下水を排除することができる排水区域を定めることに伴い、当該区域の受益者負担金を定めるため、ふじみ野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。